

## 第70号議案参考資料

### 議案名

公職選挙法施行令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

#### 1 提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、議会の議員及び長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用並びにポスター及びビラの作成に要する経費に係る公費負担の限度額の改正をしたいので、この案を提出するものである。

#### 2 改正の内容

- (1) 議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正 (改正条例第1条関係)

選挙運動用自動車の使用の公営に係る限度額の改正を行う。

(第4条関係)

- (2) 議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正 (改正条例第2条関係)

選挙運動用ポスターの作成の公営に係る限度額の改正を行うとともに、字句の整理を行う。

(第4条関係)

- (3) 桶川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正 (改正条例第3条関係)

選挙運動用ビラの作成の公営に係る限度額の改正を行う。

(第4条及び第5条関係)

#### 3 施行期日

公布の日